

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和4年6月16日(木曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前11時 8分 散会

付託事件

議案第47号, 議案第48号, 議案第56号(ただし, 別表中歳出中第3款, 第6款, 第7款及び第10款を除く), 報告第10号, 報告第16号, 報告第17号, 報告第18号(ただし, 別表中歳出を除く)

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第47号 水戸市市税条例等の一部を改正する条例
- ② 議案第48号 水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第56号 令和4年度水戸市一般会計補正予算(第3号)(ただし, 別表中歳出中第3款, 第6款, 第7款及び第10款を除く)
- ④ 報告第10号 専決処分について(水戸市市税条例の一部を改正する条例)
- ⑤ 報告第16号 専決処分について(和解について)
- ⑥ 報告第17号 専決処分について(令和4年度水戸市一般会計補正予算(第1号))
- ⑦ 報告第18号 専決処分について(令和4年度水戸市一般会計補正予算(第2号))(ただし, 別表中歳出を除く)

2 出席委員(6名)

委員長	高倉富士男君	副委員長	佐藤昭雄君
委員	田中真己君	委員	大津亮一君
委員	栗原文隆君	委員	福島辰三君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	田尻充君		
市長公室長	小田木健治君	秘書課長	篠原芳之君
政策企画課長	宮川孝光君	交通政策課長	川上悟君
デジタル イノベーション 課長	北條佳孝君	みとの魅力 発信課長	出沼大君

総務部長	園部孝雄君	総務部参事兼 行政経営課長	熊田泰瑞君
総務法制課長	上垣外泰之君	人事課長	安里裕行君
財産活用課長	加藤富寛君	市民課長	渡邊徳子君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	川津英臣君
税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木信也君	財政課長	佐藤直明君
契約検査課長	鈴木和男君	資産税課長	浅野一志君
収税課長	高安正紀君		
市民協働部長	川上幸一君	市民協働部 副部長	小嶋いつみ君
市民協働部 技監	太田達彦君	市民協働部 参事兼 市民生活課長	白石嘉亮君
市民協働部 参事兼 新市民会館 整備課長	須藤文彦君	市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏直樹君
市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	青山和夫君	市民協働部 参事兼 男女平等参画 課長	石塚美也君
防災・危機 管理課長	小林良導君	生活安全課長	村沢晶弘君
文化交流課長	沼田誠君		
生活環境部長	佐藤則行君	生活環境部 参事兼 衛生事業課長	黒澤純一郎君
環境保全課長	坪井正幸君	ごみ減量課長	栗原千尋君
廃棄物対策 課長	荻沼学君	清掃事務所長	武田和馬君
会計管理者兼 会計課長	小田木義弘君		
選挙管理委員会 事務局長	外岡淳一君		
監査委員 事務局長	和田隆君	監査委員 事務局次長	永井誠一君
議会事務局長	天野純一君	総務課長	加藤清文君
議事課長	大嶋実君		

6 事務局職員出席者

議事係長	武井俊夫君	書記	島田祐輔君
------	-------	----	-------

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第47号ほか6件であります。

それでは、審査の進め方について、お諮りをいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、初めに、執行部に提出議案等の説明を求め、その後、質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第47号ほか6件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次、提出議案等の説明を願います。

初めに、議案第47号 水戸市市税条例等の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 それでは、議案書①の市議会議案第47号 水戸市市税条例等の一部を改正する条例につきまして、財務部市民税課及び資産税課提出の参考資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、水戸市市税条例等の一部を改正するため、関係規定の整備を行うものです。

2の主な改正内容でございますが、(1)の個人市民税に関する改正につきましては、2点ございます。

1点目のアにつきましては、所得税の住宅ローン控除の見直しに伴い、その適用期限を令和7年末まで4年間延長するものです。

2点目のイにつきましては、所得税と個人市民税でそれぞれ異なる課税方式を選択できる上場株式等の配当所得等につきまして、所得税で選択した課税方式と一致させることとなったため、規定を整備するものです。

(2)の固定資産税等に関する改正につきましては、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例に係る見直しにより、特例措置の新設及び変更があったため、規定を整備するものです。

アの新設された特例措置につきましては、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置で、関係法に規定された貯留機能保全区域の指定を受けた土地が対象となり、課税表示額に乗ずる割合を3分の2と定め、3分の1を軽減するものです。

適用条件といたしましては、令和4年4月から令和7年3月末までに指定を受けた土地で、指定を受けた日以降の課税年度から3年度が特例措置の期間となります。

イの特例措置の変更につきましては、公共下水道の利用者が下水道法に基づき設置する下水道除害施設に係る課税標準の特例措置につきまして、令和4年4月以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等におきまして、当該供用が開始された日の前から事業を行う者が当該工場等に設置する除害施設を対象といたしまして、これまでの3分の1の軽減から10分の3の軽減とするものです。

3の施行期日は公布の日となります。ただし、以下につきましては、それぞれで定める日とします。

(1)個人市民税の住宅ローン控除の見直しに係る改正規定につきましては、令和5年1月1日。

(2)個人市民税の上場株式等の配当所得等における課税方式の見直しに係る改正規定につきましては、令和6年1月1日とするものです。

資料の3ページ以降に、新旧対照表及び関係法令の参照条文を記載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第48号 水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

浅野資産税課長。

○浅野資産税課長 議案書①の5ページをお開き願います。

市議会議案第48号 水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の財務部資産税課提出の資料により御説明させていただきます。

1の改正理由につきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要があるため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容といたしましては、地方における企業拠点の強化として、本社機能の移転等を促進する固定資産税の特例措置の対象要件となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限を令和6年3月31日までの2年延長するとともに、認定から事業の用に供するまでの期限を2年から3年に延長するものです。

3の施行期日につきましては、公布の日でございます。

資料の3ページ以降に、新旧対照表及び関係法令の参照条文を記載しておりますので、御参照願います。

説明は以上です。

○高倉委員長 次に、議案第56号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第3号）（ただし、別表中歳出中第3款、第6款、第7款及び第10款を除く）について、執行部から説明を願います。

初めに、議案について、佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 それでは、議案第56号について御説明いたします。

恐れ入ります、追加議案書③をお願いいたします。1ページでございます。

御説明いたします。

市議会議案第56号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第3号）につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億1,170万円を追加し、総額を1,265億2,190万円とするものでございます。

ページを返していただきまして、2ページ、3ページをお願いいたします。

2ページ、3ページにつきましては、別表歳入歳出予算補正であり、歳入歳出それぞれの款項ごとの補正額等をお示ししております。

議案部分の説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、別表中歳出中、第2款総務費について、お願いいたします。

川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 歳出の詳細について御説明いたします。

議案書④の4ページをお開きください。

それでは、2款総務費、第1項総務管理費、6目交通政策費につきましては、3,440万円を増額補正するものでございます。内容につきましては、交通政策経費といたしまして、原油価格高騰による燃料費上昇の直接的な影響を受けている路線バス事業者及びタクシー事業者の運行継続を支援し、市民生活の安定化を図るため、それぞれの事業者に対して補助金を交付する経費でございます。内訳といたしましては、バス事業者3社に2,440万円、タクシー事業者46社に対し1,000万円としてございます。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、第4款衛生費、6項清掃費、2目塵芥処理費について、武田清掃事務所長。

○武田清掃事務所長 続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。

下段の4款衛生費、4項清掃費、2目塵芥処理費につきましては、燃料費高騰への対応として、家庭系の資源物ごみ収集運搬事業者の負担軽減に向けた支援のため、480万円の増額補正を行うものでございます。

○高倉委員長 次に、3目し尿処理費について、黒澤参事兼衛生事業課長。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 同じく6ページ、7ページの下段になります。

4款衛生費、4項清掃費、3目し尿処理費につきましては、原油価格高騰の影響を受けているし尿・浄化槽汚泥収集運搬事業者を支援するため、240万円の増額補正をするものです。

以上です。

○高倉委員長 次に、歳入について、佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 続きまして、歳入の御説明をいたします。

恐れ入ります。同じ議案書④の2ページ、3ページをお開き願います。

まず、16款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、1目総務費国庫補助金において、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応に係る緊急対策の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を7億円増額するものであります。

また、2目民生費国庫補助金においては、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の財源として、3,837万円2,000円を措置するものであり、項の合計としましては7億3,837万2,000円の増額としております。

次に、中段、21款1項1目繰越金につきましては、今回の補正予算に要する一般財源として、前年度剰余繰越金を7,310万円措置したものであります。

次に、下段、22款諸収入、5項5目雑入につきましては、会計年度任用職員の雇用に伴い、社会保険掛

金及び雇用保険掛金をそれぞれ増額するものでございまして、項の合計としましては22万8,000円の増額としております。

市議会議案第56号について、総務環境委員会所管分の説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、報告第10号 専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明を願います。

浅野資産税課長。

○浅野資産税課長 議案書①の29ページをお開き願います。

報告第10号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、水戸市市税条例の一部を改正する条例について、30ページのとおりに、令和4年3月31日付で処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるものでございます。

内容につきましては、財務部資産税課提出の資料により御説明させていただきます。

1の改正理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律が、令和4年4月1日に施行されることとなったため、専決処分により、水戸市市税条例の規定を整備したものです。

2の改正内容といたしましては2点でございます。

まず、1点目は、(1)の固定資産税等の負担調整措置といたしまして、土地に係る固定資産税及び都市計画税につきまして、令和4年度分に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行の評価額の5%から2.5%に抑制することを規定したものです。

2点目は、(2)の省エネ改修を行った既存住宅に係る税額の減額措置に関する申告といたしまして、下記の地方税法の改正内容の適用対象となる住宅を現行の平成20年1月1日に存していた住宅を対象としていたものを平成26年4月1日に存していた住宅とし、また、工事費要件を、現行の50万円超から60万円超に引き上げることといたしまして、あわせて従来の対象工事に係る費用が50万円超から60万円超にならない場合には、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費とあわせて60万円超となる場合も、本減額措置の対象に追加され、適用期限を2年延長し、令和6年3月31日までとする改正に伴いまして、市税条例の申告に関して規定したものでございます。

3の施行期日につきましては、令和4年4月1日でございます。

資料の3ページ以降に新旧対照表及び関係法令の参照条文を記載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、報告第16号 専決処分について（和解について）、執行部から説明を願います。

村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 それでは、議案書①、41ページをお開きください。

報告第16号 専決処分について御説明いたします。

令和4年（ヨ）第3号事務所使用禁止仮処分命令申立事件に関する和解について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分したものであり、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるものでございます。

ページを返していただきまして、42ページの別紙のとおり和解したものでございます。

和解の相手方は、_____でございます。

事件の概要につきましては、令和4年1月17日、相手方が暴力団事務所として使用する建物で殺人事件が発生したため、市は近隣の小中学校の保護者に送迎の依頼、職員の立哨などの対策を余儀なくされました。

市は安全に学校管理、運営する権利が侵害され、相手方が暴力団事務所として使用することが原因であるとして、仮処分命令の申立てを行ったものでございます。

和解の要旨につきましては、相手方は市に対し、次の土地、建物を1,720万円で売り、市はそれを買受ける。土地、水戸市元吉田町字一里塚西1318番1及び1318番5、宅地145.52平方メートル、建物、水戸市元吉田町字一里塚西1318番地1、鉄骨造り3階建て、店舗197.33平方メートル。相手方は市に対し、本件物件について、令和4年4月27日、売買を原因とする所有権移転登記の手続を登記嘱託の方法により行うことを承諾する。

3、相手方は市に対し、令和4年5月18日までに物件を明け渡す。

以上のほか、7の項目まで和解したものでございます。

処分日は令和4年4月27日でございます。

なお、お手元に配付しております市民協働部生活安全課資料にて、土地及び建物の表示、一部裏面に平面図を掲載してございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、報告第17号 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第1号））について、執行部から説明を願います。

初めに、議案について佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 議案書①の43ページをお開き願います。

報告第17号の専決処分について御説明いたします。

令和4年度水戸市一般会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分したものであり、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

ページを返していただきまして、44ページの別紙が処分した令和4年度一般会計補正予算（第1号）でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,720万円を追加し、総額を1,244億8,920万円としたものでございます。

処分日は令和4年4月27日でございます。

次の45ページの別表歳入歳出予算補正が款項ごとの補正額等でございます。

議案部分の説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、別表中歳出について御説明願います。

村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 それでは、歳出につきまして御説明いたします。

議案書②の令和4年度補正予算に関する説明書の2ページ、3ページをお開きください。

ページ中段、2款総務費、1項総務管理費、15目生活安全費につきましては、先ほど報告第16号で御説明いたしました和解に伴う土地及び建物の取得経費として、1,720万円を増額補正したものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○高倉委員長 次に、歳入について、佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 歳入の御説明をいたします。

同ページの上段部分でございます。

21款1項1目繰越金につきましては、今回の補正予算に要する一般財源として、前年度剰余繰越金を1,720万円措置したものでございます。

報告第17号の説明は以上であります。

○高倉委員長 次に、報告第18号 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第2号））（ただし、別表中歳出を除く）について、執行部から説明を願います。

佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 恐れ入りますが、議案書①のほうにお戻りいただきまして、47ページでございます。

令和4年度水戸市一般会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分したものであり、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

ページを返していただきまして、48ページの別紙が処分した一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ12億2,100万円を追加し、総額を1,257億1,020万円としたものであります。

処分日は、令和4年5月18日でございます。

右の49ページの別表歳入歳出予算補正に、款項ごとの補正額等を示しております。

内容につきましては、議案書②補正予算に関する説明書で御説明いたします。

恐れ入ります。議案書②の補正予算に関する説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入の御説明をいたします。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に要する財源として、2億4,930万円を増額したものでございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金につきましては、市民税非課税世帯等臨時特別給付金の財源として3億5,100万円を、また子育て世帯生活支援特別給付金の財源として3億9,000万円をそれぞれ措置したものでございます。また、3目衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種に要する事務費の財源といたしまして2億3,070万円を増額するものでございまして、項の合計としましては9億7,170万円の増額としております。

報告第18号について、総務環境委員会所管分の説明は以上でございます。

○高倉委員長 以上で、提出議案等についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次、質疑を行います。

初めに、議案第47号 水戸市市税条例等の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願いま

す。

田中委員。

○田中委員 質問させていただきます。

3点質問いたします。

まず1点目が個人申請住宅借入特別控除の件ですが、4年延長ということなんですけれども、令和3年末まで13年間控除するというのを4年延長することになると、要するに、いつまでかということなんです。それを聞きたいんですが、その13年後延長するというのか、通常10年という控除期間があったと思うんですけれども、その3年延ばしてあげる特例を4年延長すると、こういう理解でよろしいか、お聞かせください。

○高倉委員長 佐々木市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

住宅ローン控除につきましては、このたびの改正で令和7年末まで補助金が延長になります。それに伴いまして、あわせて控除期間につきましても10年から13年に変更されますので、最終の令和7年末で適用を受けた場合には令和20年度まで控除が受けられるということになります。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 それは分かりました。

2番目なんですけれども、この株の配当の件が少しややこしいというか、分かりづらいと思うんですが、イの最後のところ、所得税で選択した課税方式と一致させるということなんです。今までは株の配当を受けた分は、一定優遇策として限定徴収で申告不要の場合とか、確定申告でほかの所得と合算して申告するか、あるいは申告分離課税、3パターンあったというふうに聞いていますが、この方式で結局、どういう影響が出るのか。今、どれを選択している人が多くて、この改正で影響を受ける人というのはどれぐらいいるのか、把握していればお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 佐々木市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの御質問についてでございますが、上場株式等の配当所得に係る課税方式の見直しにつきましては、今、委員のおっしゃったとおり、申告方式としては3点ございまして、それぞれ所得税と個人市民税のほうで選択することが可能でございました。これらで一番多い選択、課税方式の選択が所得税で申告総合課税を選択して、個人市民税のほうで申告不要という方式を選択するものが一番多いという結果がございまして、こちらについては、令和3年度の課税状況の結果のほうで、対象者が230名ほどいらっしゃいました。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

じゃ、そうするとその方々は、今後は同じようなものを選択するのか、あるいは申告不要というんですか、源泉徴収されるパターンに切り替えると想定されるのか。これはそれぞれの選択なんだろうけれども、どうということが考えられるか、お聞かせいただけますか。

○高倉委員長 佐々木市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの御質問でございますが、総合課税の場合は累進課税の方式を取っておりまして、比較的税率の低い、累進課税で5%だったり10%の方々やはり、その230名の中で大半を占めておりまして、こういった方々が市民税のほうで申告不要とすることによって、市民税のほうの所得額が配当所得分だけ低く抑えられるというメリットもございました。そのために市のほうで交付というか、国民健康保険税だったり、介護保険税の算定基礎額、これらを市民税のほうの所得額でもって算定しますので、所得額を申告表示することで低く抑えられるということもございました。

これが改正によって、全て所得税で申告したことで、全て市民税の方にも所得額が影響してきますので、最終的には個人の選択ということに関わってくるんですけども、やはりこういった選択をする方が、選択というか所得税で確定申告される方が減るのではないかというふうに考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

続いて、固定資産税のほうなんですけれども、2つありまして、特定都市河川の貯留機能保全区域の指定を受けた土地というんですが、これ令和7年3月までの指定土地というふうにはなっていますが、水戸市に想定される土地というのはあり得るのかと。それからまた、この公共下水の除害施設、大きい工場などは水戸市にはないと思うんですが、これもあわせて適用対象が想定されるのか、お聞かせください。

○高倉委員長 浅野資産税課長。

○浅野資産税課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の特定都市河川浸水被害対策法に基づいた貯留機能保全区域というのは、例えば水戸市でございますと那珂川が対象になるんですが、そもそも国の指定が必要でございます。まず国の特定都市河川の指定がありまして、その後、その指定された河川の流域、エリアの指定がございます。その指定を受けたエリアの中で、もし貯留機能があるようなくぼ地といいますか、水田等、水をためる機能を有するような土地に関して指定をしていくということでございまして、水戸市はそもそも特定都市河川の指定がないので、対象はございません。

続きまして、下水等の除害施設についてですが、こちらにつきましても水戸市におきましては、対象施設はございません。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第47号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第48号 水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 これも似たような質問なんですけど、この制度自体はずっと前からあるような気がするんですけども、事例としてあるのかと。例えば、本社といっても、いろんな都道府県にあると思うんです。それが移転してくればいいのかとか、そういう関係についてはどうなっているのかお聞かせください。

○高倉委員長 浅野資産税課長。

○浅野資産税課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

こちら、水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除につきましては、移転型と拡充型という形で2種類に分けておりまして、移転型といわれるものは東京23区内に本社があり、地方に本社機能の全部または一部を移転するという扱いと、拡充型といわれるものは東京23区以外から、本社機能の全部または一部の移転、県内での本社機能の拡充、地域創業ということを位置づけております。ただ、水戸市におきましては、一度もこの特例を対象とした事業所はございません。

以上です。

○高倉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、議案第48号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第56号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第3号）（ただし、別表中歳出中第3款、第6款、第7款及び第10款を除く）について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 原油高騰対策ということで、交通政策課が路線バス事業者とか、タクシー事業者に支援をするということになっていますが、まずバスですけれども、3パターンあって、40万円、800万円、1,600万円というふうになっているんです。これ、事前に配られた資料ですと、区分けが走行距離というふうになっています。この額の根拠はどういうふうになっているのかということと、それから、今回は原油高騰対策という趣旨だと思うんですが、これまでもコロナ対策で何度か交通事業者に支援をしてきたと思うんですけれども、その内容との関係も、関係というかどうかという支援だったのかと、今回はどういう根拠でこの支援を行っているのかということをお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

今回の支援につきましては、まずバス事業者への支援額の考え方ですが、昨年3月と本年3月の燃料費、こちらを比較いたしまして、高騰による影響額を勘案して、今年度の影響額というものを算定しました。市内走行距離に応じて補助額を設定したところでございまして、3通りあるというところでございまして、茨城交通、関東鉄道、それから関鉄グリーンバスが市内を走っておりまして、それぞれに該当するところでございます。

それから、タクシーでございまして、こちらでも昨年3月と本年3月、燃料費の高騰による影響額を勘案いたしまして、今年度分の影響額、12か月相当の影響額といたしまして、1台2万円と設定しております。市内には500台ございますので、1,000万円という形にさせていただいております。

それから、これまでどういったコロナ対応で、バス事業者等に対して支援をしてきたかという御質問でございます。まず、令和2年5月の臨時会でございまして、路線バス運行継続緊急支援補助金という制度をつくりまして、新型コロナウイルス感染症予防に対する外出自粛の中で、市民の重要な移動手段である路線バ

スの運行支援を、これも継続を支援するために、バスで1系統2万円という形で支援をさせていただいておるといものが1点。それから、令和2年7月の臨時議会で公共交通安心運行支援金というものをつくらせていただきました。こちらでは、公共交通の安心・安全な運行のために、新型コロナウイルス感染症へのさらなる衛生対策を余儀なくされたバス及びタクシー事業者に対して、支援をさせていただきました。

それから、3点目ですが、令和2年10月の臨時議会では、自動車運転代行業安心運行支援金といたしまして、新型コロナウイルス感染症へのさらなる影響対策、先ほどと同様に、さらなる衛生対策を余儀なくされた運転代行業者に対する支援制度をつくらせていただきました。

次に、令和4年2月の臨時議会では、公共交通等運行事業継続支援金という制度をつくらせてもらいました。こちらでは、バス事業者、タクシー事業者、それから自動車運転代行業者に、それぞれ新型コロナによる経営の悪化に対応するための補助を行わせていただいたところでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

今回の値上がり分というのは、これで全て賄えるという理解でいいのかということと、今お話があったように、コロナ禍が続く影響が大きいというふうに思っているんですが、経営状態としては、つまりお客様の戻り具合とか、それはもう通常ベースに戻ってきているということでしょうか。その辺について、何か聞いていることがあれば聞きたいと思います。

○高倉委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 今回の支援金で燃料費高騰の全てが賄えるかという御質問でございますが、こちらにつきましては補助というところで、今後の原油価格等の推移等もございますので、ちょっと全て賄えるかはというところでございますが、これまでの補助金につきましても、大体影響額の2分の1相当を補助してきたところでございまして、そういった考え方に基きまして、今回も試算した影響額の大体2分の1を補助していきたいと考えてございます。

それから、2点目の経営状況につきましては、今年の2月の臨時議会におきまして、バス事業者の利用者数がおおむね2割5分から3割程度減少しているというところで答弁させていただいたと思うのですが、その後の利用者数につきましては、現在、手元に資料がございませんので、お答えが難しいところでございます。

○高倉委員長 よろしいですか。

田中委員。

○田中委員 ごみ業者のほうもちょっと聞きたいんですけども、車両1台当たり6万円掛ける80台という予算組みなんですけど、これもガソリンとか軽油とか、積算根拠は今交通政策課がおっしゃったような考え方でよろしいんでしょうか。どちらも当然、重要な支援策として必要なものだというふうに思うんですが、その内容をちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 武田清掃事務所長。

○武田清掃事務所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

今回の資源物ごみ収集運搬事業者緊急支援金ですが、収集車両の燃料費の状況につきまして、本年1月から3月までの3か月間の状況と、昨年と同じ時期の状況を比較しまして、燃料費の高騰による影響額を勘案し、先ほどありましたとおり、年間ですけれども、車両1台当たり6万円という支給額を設定したものでございます。

この設定の考え方でございますけれども、今回の支援金の制度につきましては、収集車両の高騰分を補填するというような性格のものではなく、あくまでも事業者の負担軽減、あるいは事業活動への支援という観点から制度設計をさせていただいたものでございます。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第56号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第10号 専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 1つだけ。2つ目の省エネ改修の件なんですけれども、改正内容の説明欄、2項目に工事費要件が書いてあるんですが、50万円超から60万円超ということであって、太陽光とか空調、給湯器などもあわせればということなんですけれども、例えば太陽光を乗せたりすれば、もうそれだけで100万円を超えちゃうんです。ということは、それでいいのかと。そうじゃないのかということを知りたいんです。

平成26年に存していた住宅という意味がよく分からないんですけれども、新しい住宅は普通に省エネ化しているものも多いんじゃないかなというふうに思うんですが、それは駄目なのか。改修しないと駄目なのかというあたりを御説明いただけますか。

○高倉委員長 浅野資産税課長。

○浅野資産税課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1つ目の工事費の要件でございますが、先ほどお話があったように太陽光発電装置だけで、確かに高額ではございますが、あくまでも省エネ改修をした費用ということで、暗に個人がやるのではなく、一級建築士が省エネ改修に見合った改修内容だということをきちっと認定する必要がございますので、50万円から60万円になったというのは10万円上がって通常どおり、窓や床、天井、壁の改修工事を行うんですけれども、もしそれが50万円ちょっとだった場合は、それ以外に先ほど申しました太陽光とか高効率もあわせて60万円超になれば、今回の特例が受けられるということでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 要するに、平成26年4月に存していた住宅ということになれば、8年前ぐらいになると思うんですけれども、つまりその時点で、ある程度はそろっていて、つまり新築なので、それなりの省エネ化がされていて、プラス改修することだったりすればいいのか。それとも全然できていない家を、今おっしゃったような床、窓、天井、太陽光なんてやる人はなかなかいないと思うんですけれども、相当なお金がかかるんで。それをやるなら建て替えるみたいな話になる可能性のほうが高いのかなと思うんですけれども、

つまり新築で全部そろっている家では駄目で、要するに不十分な家をリフォームして、大規模リフォームする感じじゃないと適用にならないという理解でよろしいかということです。

○高倉委員長 浅野資産税課長。

○浅野資産税課長 田中委員の御質問にお答えします。

平成20年だった対象の住宅が26年というふうに繰り上がりましたので、要は対象の家屋が増えたと、省エネ改修を行いたい住宅が平成26年に存していれば改修の対象になりますよということで、対象の家屋が増えたというふうにお考えいただければと思います。

また、工事に関しましては、あくまでも省エネ改修という決まりにのっとって、一級建築士が証明しなければいけないので、その工事自体が省エネ改修になるかどうかという判断は一級建築士のほうが行います。それに基づいて、私どもが特例措置を行うということでございます。

以上です。

○高倉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、報告第10号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第16号 専決処分について（和解について）でございますが、報告第17号 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第1号））につきましても、元吉田町暴力団事務所使用禁止仮処分命令申立事件に関する案件でございますので、これらの案件について、一括して質疑を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、報告第16号及び報告第17号について、質疑のある方は発言を願います。

大津委員。

○大津委員 何点か質問させていただきます。

議案書①の42ページには和解についてということで、いろいろ相手方とか、事件の概要とか、和解の要旨がそれぞれ書いてございますけれども、この土地・建物の名義という部分は個人なのか、団体なのか、まずそこを教えてください。

○高倉委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の質問にお答えいたします。

土地・建物の名義は個人でございます。

○高倉委員長 大津委員。

○大津委員 個人だということで、分かりました。

それで、1,720万円で取得をするということの中で、この金額、1,720万円が適正なのか。こういった価格の評価については、どのように算出されておりますか。

○高倉委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の質問にお答えいたします。

不動産鑑定士からいただきました鑑定評価額及び減額率を考慮し、不動産審議会において評価額を決定しました。その上で裁判所における協議により合意した金額でございます。

○高倉委員長 大津委員。

○大津委員 その不動産鑑定士をお願いをして、そういう金額が出たということで、こういった部分まで資料として出せるんですか。

〔「だから、何のために出したのか」と呼ぶ者あり〕

○大津委員 じゃ、取りあえず、いいです。

そうしたら、建物の使用方法についてということで、今後の利用として、新聞等には何か、倉庫だとか書庫だとか、そういった文字が並んでおりましたけれども、この活用方法について、市としてどのように考えているのか。そういった部分は今後検討するんでしょうけれども、決定するまでのプロセス、また今後に向けた、いつぐらいまでにという部分はどのように考えているのか、質問させていただきます。

○高倉委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の御質問にお答えいたします。

活用方法につきましては、倉庫や書庫での活用を含め、今後、有効な活用方法を検討してまいりたいと思います。プロセスにつきましては、まずは庁内の関係各課のほうに活用方法など、もしあればというふうに関き取りを行いながら、関係課長会議等を開きながら方針のほうを決定していきたいと思っております。なるべく早めに決定していきたいと考えております。

○高倉委員長 大津委員。

○大津委員 今の答弁の中で書庫だとか、倉庫というフレーズが出てまいりましたけれども、私自身は国道50号に面しているということで、駐車場的な部分がなかなか取れないのかなど。そういった部分と、この概要に書かれているように、近隣小中学校8校が近くにあるという中で、この間、1月17日に事件が起きました、小さな子どもたち、大人も含めてですけれども、非常に不安な日々を過ごしたのかなど。そして、殺人事件が起きたわけですから、あの建物を見るたびに恐怖だとか、不安だとか、私自身もそういったイメージを持っているだけに、活用方法として、建物が残るよりも、検討中だとは思うんですけれども、解体して一度リセットするような形で、様々な活用方策を考えたほうがいいのではないのかなど、個人的には思っているもんですから、そういった部分に対してどう思うか、もう一度、答弁をお願いいたします。

○高倉委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の御質問にお答えいたします。

まだ、今現在につきましては、全く白紙の状態でございますので、倉庫や書庫、あるいは解体とか、全てを含めまして、選択肢の一つとして考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 大体、150平米ぐらいなものだから、現実には先ほどお話が出ましたが1,720万円を相手に支払って、その鑑定は不動産鑑定士がやって、そうすると1,720万円のほかに、不動産鑑定は無料じゃないでしょう。交渉は誰がやったんですか、立ち退きの交渉は。

○高倉委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の質問にお答えいたします。

そういった立ち退き等、全て含めまして弁護士の方に一任しておりました。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、ここに弁護士費用とか、不動産鑑定費用とか、その他諸経費が一切入っていないが、それらは一切無料ということですか。

○高倉委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の御質問にお答えいたします。

誠に申し訳ございません。不動産評価の金額や弁護士への委託費用などは支払っております。ただ、補正ではなく、予備費や流用などを活用して支払ったものでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 我々は議会だから、この物件に対する立ち退き、また売買、その他諸経費一切は幾らかかったのか、それらを何で議会に出さないのか。そうだろう。相手に払ったやつは確かに1,720万円だと。それには、我々は反対しておりません。ただ、先ほど大津委員が言われたように、殺しがあった建物に何をしよう問題が生じるし、また嫌なんじゃないかと。だから、我々議会サイドとしては最終的に結論を出しますが、解体すべきであるという意見を付したいと思っている。けれども、この事件に対して幾らかかったんだというのが一つも出てこない。何で出さないの、これは。実際幾らかかっているのか。

○高倉委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の御質問にお答えします。

誠に申し訳ございませんでした。令和3年度の支払いのほうで、不動産鑑定評価ということで46万4,200円を支払っております。また、弁護士への委託のほうで、着手金として110万円を支払っております。また、令和4年度につきまして、土地及び建物として、今回の1,720万円を支払っております。また、弁護士のほうに報酬金110万円を支払っております。また、今後、支出を予定しているものとしましては看板撤去工事や鍵の費用でございます。すみませんでした。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 取引の終わった後で見たら、今度は看板が外されたよね。だからそういう経費がなぜどこにも載ってこないんだ。これは令和3年度に払いましたと言ったって、我々は今、議案として扱っているんだから、この問題に対する経費、我々議会は何のためにあるかと。市民の税金が無駄なく公正・公平に使われているかというのは我々議会サイドの役目なんだ。この問題に対して幾らかかったかというのは、当然、かかった費用がいいとか悪いとか言っているんじゃないよ。何で一切合財、出さないのか。これだけかかりましたと。弁護士費用や着手金なんかは令和3年度分で払いましたと。不動産鑑定は幾ら払いましたと。それ、委員長、きちんと出してもらって、明日でいいですから。そうでしょう。今すぐ出せと言っても、まだあれだから。1,720万円は、売買の費用でしょうよ。あとはその明細を出すときに、土地の評価額は幾らで、これみんな不動産鑑定、積算してあるわけだから、建物は平米幾らで換算してトータル1,720万円ですよ。委員長、その明細を出してくんなきゃ、あの建物に幾らかかったか、それと同時に、今後幾らぐらい

かかるんだと。現実には、あそこの上に看板があって、この間外されたんだけど、今後どのようになるのか。

だから、我々、委員長とも相談して、議会サイドとしては、殺しがあった建物で、幾ら使ったっていいもんじゃないんだから、一旦解体をして、跡地利用を考えるべきではないかと。だから、現実には、そういつても執行部でやったらば、万一、解体する場合には幾らかというような見積りは取ってありますか、ないですか。

○高倉委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の御質問にお答えいたします。

現時点においては、まだ解体費用のほうは算出しておりません。申し訳ございません。

○高倉委員長 それでは、ただいま福島委員のほうから、今回の土地・建物の取得に関する経費及びそれに付随する諸経費、また今後かかる経費見込みについての資料の請求がございましたけれども、これを執行部に求めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、明日、この資料の提出をお願いしたいと。

福島委員。

○福島委員 委員長、副委員長に申し上げますが、やっぱりこの問題は執行部だけの問題じゃなくて、議会サイドの問題でもあると。だから、私どもは、大津委員や私は建物を解体して、そういう殺しがあった建物や何かを利用したって、問題がなければいいけれども、万が一壊したときに壁の中にピストルがあったとか。それは分からないよ。解体しないと。だから、買い取って問題を解決したことは大変素晴らしいと。市民の安心・安全を守るために、不安を乗り越えて、これだけ解決したことに対しては感謝申し上げます。ただ現実には幾らかかったか。それから、一番大切なのは、その跡地利用をどうするかということで、あの建物を使うことは問題があるんじゃないかと。

だから、そういう面で、明日、委員会でこの話を聞かせてください。

○高倉委員長 ただいまの意見ですが、もう一度、明日、御意見等を伺いますので、結論はまた、議会として検討するかどうか、お諮りをしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 額の根拠とか、皆さんの質疑で分かりましたが、ちょっと2つだけ聞きたいんですけども、1つは私も吉田学区に住んでおまして、長年の不安解消につながったという安堵感と同時に、暴力団にお金を支払うということについての疑問とか、批判の声もお聞きしているところではありますが、それについてどう考えたらいいかということでもあります。和解と買取りに至った経過をまず御説明いただきたいと思いません。

○高倉委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 まず、1点目の暴力団に資金を与えることになるとの批判をどう考えるかですが、不法行為につきましては警察のほうで対応いただけると考えております。

また、買取りの理由ですけれども、仮に事務所使用禁止仮処分命令が決定したとしても、当該暴力団代表者である土地及び建物の所有者が、居宅としての使用が禁じられるものではなく、引き続き暴力団の関連施設として存在することとなります。このようなことから、児童、生徒や保護者、市民の安全、安心の確保を目的に、買取りによる解決が最善であると判断したものでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 それと、もう一つ出ているものとしては、市内暴力団事務所って一体幾つあるのかということ、先日もひたちなか市で似たような事件があったりして、不安の声が広がっている面もあるんです。ないほうがいいんですけれども、仮に、ほかの事務所で似たようなことがまた起きた場合に、水戸市は買い取るのかという話が出なくもないんです。これはケース・バイ・ケースじゃないかと私は言いたけれども、それにしても確かに、そういう前例になってもよくないという気もします。ということもあるので、その点については、今回のケース、どういうふうに捉えて、今後の市の対応としてはどういうことがあり得るのか、お聞かせいただければと思います。

○高倉委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の質問にお答えいたします。

まず、水戸市内の暴力団数でございますが、申し訳ございません、市では把握しておりません。

あと、市が買収する前例とならないのかということでございますけれども、今回は拳銃の発砲による殺人という重大な事件であり、学校に近接しているなど、様々な条件が重なったこと等を総合的に考えた上で、個別事案として判断したものでございます。

また、買取りにつきましても、使用禁止仮処分の申立てを行い、その過程での結果であり、今後につきましては、実例に応じて適切な判断をしてみたいと考えております。

○田中委員 分かりました。

○高倉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第16号及び報告第17号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第18号 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第2号））（ただし、別表中歳出を除く）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第18号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、質疑は全て終了いたしました。

本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会いたしますので、御承知おきを願います。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時 8分 散会